大會抄録

首輔高拱と布衣邵芳
——明代嘉隆政治の一側面——

城地　孝

明代隆慶年間（一五六七—一五七二）に首輔をつとめた高拱は、隆慶元年（一五六七）に閣内抗争に敗れ、いったん内閣大學士を辭したが、同三年（一五六九）に再入閣を果たし、以後失脚するまで二年半の短期間ながら時の政治を強力にリードした。この高拱の再入閣に關して、丹陽（現、江蘇省丹陽市）の布衣邵芳なる人物が絡んでいたとするエピソードが、王肯堂『鬱岡齋筆麈』や沈德符『萬曆野獲編』など複數の筆記史料に傳えられている。すなわち、免職されて歸鄉していた人士たちに再就職の斡旋を求められた邵芳が、當時家居していた高拱に目をつけ、彼らから集めた資金で宦官に賄賂を贈って高拱の再入閣を實現させることで、依頼者たちの求めに應えた、というものである。一介の無官の士でありながら、首輔の人事すら動かしたとされる邵芳は、もともと嘉靖年間（一五二二—一五六六）に倭寇對策に力を發揮した總督胡宗憲のもとで活躍し、胡宗憲失脚後に高拱の幕客となったが、高拱を失脚させた張居正によって死に追いやられた人物であった。本報告では、丹陽邵氏の族譜である上海圖書館藏『邵氏宗譜』をはじめとする諸史料によりつつ、邵芳の活動を跡附けていくことにより、嘉靖・隆慶年間の政治世界の一具體像を示してみたい。それはまた、邵芳を幕下に抱えた高拱の政治的背景を考える上でも何らかの示唆を與えるとも思われるが、可能であれば、その點についても言及することとしたい。

「外交官」の登場とその特徴
——清末外務部期における中國外交の變化について——

箱田　惠子

科擧の傳統を有する中國において職業外交官はいかにして登場し、どのような特徴を有したのか？民國期の中國外交を巡っては、顧維鈞ら國際的に著名な外交官による會議外交を中心とした活動が注目されるが、この外交官たちの登場を考える上で重要なのが、外務部期の改革である。一九〇六～一九〇七年の改革で、外務部に儲材館が設置され、また公使以下の在外公館員の實官化と昇進ルートの確立が實現した。

先行研究は、改革以前の在外公館員をコネ人事による素人集團と見なし、儲材館の設置により留學生の登用と外務部による人事の統制が進み、職業外交官を生み出したとする。しかし中央研究院所藏の外交档案等の史料からは、在外公館では翻譯官らの人材が實務經驗を積み、外交官としての階梯を昇進していくキャリアパターンが、すでに總理衙門期より形成されており、改革前後の

在外公館の人的構成にも連續性があることが認められた。

一九世紀後半以降、洋務などの時代の要請に對應するものとして幕府制度や局などの臨時機關が重要性を増したが、在外公館もこれら國内洋務機關と共通する性格・機能を有していた。外務部期の改革は、在外公館が果たしてきた機能を制度化したに過ぎず、外交官の登場は、一九世紀後半以降の幕府や局などの體制外機關の展開の延長上で捉える必要がある。

また、職業外交官の登場の一方で、中國の外交權は地方分權化や愛國主義の高潮によりますます分散化しており、「文明排外」をスローガンとする「國民外交」が叫ばれる中で外交官たちは中國外交の近代化を目指すこととなる。民國期の外交官の原型がここに認められる。

魏晉南北朝時代における冠服制度と禮制の變容
――出土文物中の服飾資料を題材として――

小林　聰

報告者は、漢唐間において、禮制の一環としての公的服飾制度がどのように變化していったかについて檢討している。服飾制度は中國文明の根幹をなす禮制を可視的に表現するものであり、西晉の禮制では、服飾體系は五禮に對應する形で祭服（吉禮）・凶服（凶禮）・朝服（嘉禮・賓禮）・戎服（軍禮）の四種に大別されていた。それが、魏晉南北朝を通じて、騎馬民族やソグド人などの多様な服飾文化が中國に流入していく過程で、中國の服飾體系も大きく變化していった。本報告においては、服飾の中でも進賢冠と武冠の變遷に注目する。漢唐間の文獻上において、これらの冠、特に進賢冠は、朝服體系の中で官人身分を示す代表的な冠として記述される。確かに後漢・魏晉時代の畫像石・壁畫墓などの出土資料中においても多く描かれているのであるが、北朝時代の出土文物を見ると、進賢冠の出現頻度が激減して武冠が優越するようになるばかりか、幘・鮮卑帽・折上巾・三稜風帽など多様なかぶり物が現れてくる。その後、隋から初唐にかけて常服・公服・朝服・祭服の四大服飾體系が整備されていくと、出土文物の世界においても、常服のカテゴリーに屬する圓領袍・幞頭（沙帽）の組み合わせが、朝服に代わって官人の可視的身分標識の代表となるに至る。以上の展望をもとに、魏晉南北朝とその前後に時代における進賢冠・武冠のあり方を通じて服飾制度、ひいては禮制の變容を跡づけてみたい。

天聖令と日本律令制研究

大津　透

律令制研究は、日本古代史では律令國家といわれるように中心となる研究テーマであり、律令法は繼受法であるという性格上、唐の律令との比較が不可缺である。しかし唐の律は『唐律疏議』として傳存しているものの、唐令は散逸してしまい、その復原は、

一九三三年に仁井田陞著『唐令拾遺』（東方文化學院）が出版され、おもに日本で進められた。一九九七年に池田溫氏を中心に『唐令拾遺補』の大冊が東京大學出版會から刊行され、二十世紀の唐令の復原研究もほぼ集大成されたと考えられた。ところが一九九九年に上海師範大學の戴建國氏により寧波の天一閣博物館に北宋天聖七年（一〇二九）に編纂された天聖令寫本一冊が傳存していたとの衝撃的な大發見が傳えられ、そこには唐令をもとにする改訂された宋代の現行條文とそのあとに大量の不行唐令條文が附載されていた。ようやく二〇〇六年十一月になり、中國社會科學院歴史研究所の黄正建氏らのメンバーの努力により『天一閣藏明鈔本天聖令校證』上下二冊が中華書局から出版され、天聖令卷二一～三〇の寫眞および詳しい校訂をつけたテキストだけでなく、唐令復原案までが刊行されたのである。

報告者は、天聖令に關係して科研研究會やいくつかのシンポジウムを組織してきた。今日までの研究成果をふまえて、唐令復原の進展により何が明らかになったのか、日本律令制研究の立場から總括しながら、今後の課題と展望を示すことができればと思う。

模倣の價値について

宇佐美　文理

中國の藝術論において、「模倣」という思想が持つ意味を考え直してみたい、というのがこの發表の主旨である。なにゆえ「考え直す」なのか。藝術において「模倣」がどのような意味を持つのかについて、おそらく中國の文化にかかわる仕事をしている人々のほとんどは、「かたちだけをまねしてはだめで、かたちをこえたもの、たとえばこころとかをとらえなければだめだ」という考えをきっと持っておられるのではなかろうか。そしてこのことがらは、中國において、あるいは日本をも含めて、通念として存在している、とされているのではないかと思われる。しかしながら、「かたちをそのままうつしとる」ことの價値や意味が否定されたのは、中國の藝術論においてはごく新しい出來事に過ぎないのではなかろうか。この發表において「模倣の價値」とするのは、この「かたちをそのままうつしとる」という意味における模倣が、中國文化の中でどのような價値を持っていたのか、を考えようとするものである。繪畫における模倣の意味を考えることから出發してみたいが、この問題は、そもそも中國において、「學」とはいかなる營爲を意味したのか、ともかかわることがらであり、餘裕があれば「書」における模倣の意味を考えあわせることにより、この「學」の問題にもふれてみたいと考えている。

明代前半期における出版の變遷

井　上　進

明初の出版を簡單に概括すれば、「貧困」の一言で表現できようが、ならばその貧困はいかにして明末期における空前の隆盛へ

と變化していくのか。またこの變化は當然讀書の變化、すなわち學術の變化を反映しているはずであるが、出版の變化を通じて觀察される學術の變化とはどのようなものであるのか。今回の發表ではこうした問題につき、できるだけ明代前半期刊本の實物に卽して、具體的に考察してみたい。

明代中期まで、言うに足る民間の出版活動はほとんど建陽にしか見られず、しかも建陽の書坊は、往々にして他地方の官刻、家刻を請け負い、場合によっては國家の出版を部分的に代行しさえしていた。だがこうした情況は、弘治・正德中より徽州の出版がにわかに活發になることで、ようやく變化しはじめる。

この弘治・正德中とは、出版の內容にも顯著な變化が生じた、すなわち文史の學が復興してくる時期であり、しかもその復興は、王陽明の登場と相前後して六經皆史說を登場させるなど、一定の理論的根據を伴うものであった。それらの理論的主張を生みだした背景には「自信」の成長があり、これが明末につらなる學術、ないし出版の劇的な展開を導くことになるのである。

ヴェトナム國民黨と雲南
——滇越鐵路と越境するナショナリズム——

武　內　房　司

一九一〇年、雲南の昆明とヴェトナムのハイフォンを結ぶ滇越鐵路が開通した。この滇越鐵路は、雲南箇舊で產出される錫の主要な輸送手段となるなど、雲南と佛領インドシナとを結ぶ經濟動脈として重要な役割を果たした。內陸に位置する雲南はこの滇越鐵路をつうじて、海域世界とより緊密に結びつけられ、物資のみならず、さまざまな情報・人的交流の擴大がもたらされた。注目されるのは、この滇越鐵路の開通によって、鐵道關連勞働者として雲南に居住するヴェトナム人コミュニティが形成されたことである。

こうしたヴェトナム人コミュニティはインドシナから亡命をよぎなくされたナショナリストたちを支える役割を果たした。とりわけ一九三〇年のヴェトナム・イエンバイにおける蜂起が鎭壓された後、ヴェトナム國民黨のメンバーの多くは、雲南に逃れ、そこを據點に獨立をめざすヴェトナム國民黨雲南支部を成立させた。

ヴェトナムのナショナリズム運動については、これまでホーチミンを中心に、一九二〇年代から三〇年代のシャムや廣東におけるヴェトナム人の活動に主として光があてられ、檢討されてきた。しかし雲南におけるヴェトナム人の活動についてはこれまでほとんど注目されることはなかったといってよい。佛領インドシナ政府のアルベール・サロー總督時代に設立された治安警察（Sûreté）は、ヴェトナム國民黨をはじめナショナリストたちの雲南での活動に早くから着目し、これらの活動家の動きを克明に記錄していた。

本報告では、主として、供述調書をはじめ、フランス海外史料センターに所藏され、近年公開されたこれらの未公刊文書を用いながら、越境するナショナリストたちの活動の軌跡を追うことで、雲南におけるヴェトナム人コミュニティのあり方や、滇越鐵路を

中心にさまざまなレベルで佛領インドシナと交流を深めていった近代雲南社會の特質を明らかにしていきたいと考える。

一六世紀ダマスクスのワクフとミルク

伊藤隆郎

アイユーブ朝やマムルーク朝時代のワクフ文書で傳存しているのは、現在知られている限り、大部分がカイロに關わるものであり、シリアに關してはほとんどない。一方シリアでは多くの地方史や地誌が著され、それらの中にモスクやマドラサ、病院等の宗教・公共施設の場所、設立者についてだけでなく、ときには財源や俸給についても記述を見い出すことができる。こうした史料狀況のため、オスマン朝よりも前の時代のシリアの宗教・公共施設やワクフに關する從來の研究は、主に地方史や地誌に基づいて行われてきた。

今後さらに研究を進めていくためには、オスマン朝時代のワクフ調査臺帳を活用することが必要であろう。そこには、當時はまだ存在したワクフ文書の概要が含まれている。エルサレムやパレスチナについては既にこれら調査臺帳を利用してアイユーブ朝やマムルーク朝時代の宗教・公共施設およびワクフに關する研究が行われており、また校訂出版されている史料もあるが、その他のシリアの都市・地域については同様の研究も史料の公刊もまだほどなされていないようである。

こうした中、オスマン朝支配下の一六世紀に作成されたと思われるダマスクス州のワクフとミルク（私財）の調査臺帳が最近、校訂出版された。報告では、この史料を紹介し、いくつかの觀點から内容を檢討することにしたい。

ムカルナス（鍾乳石飾り）からみたイスラーム建築史
――一四世紀を中心に――

深見奈緒子

ムカルナスとは、天井などを多數の細かな曲面から構成する建築技法で、蜂の巣狀、あるいは鍾乳石狀の複雜な樣態をなし、その性狀は極めて幾何學的である。起源をたどると、ブハーラのサーマーン廟のドームにみる初歩的な構造技法が次第に裝飾的に進化し、一一世紀後半から一二世紀にかけて、西はアンダルシアやマグリブから、東は中央アジアまで、イスラーム教徒特有の技法として確立したことが推察される。それ以來、いわゆるイスラーム建築の中で好んで使われたことは周知の事實である。

本發表では、ムカルナス技法の流行期ともいえる一四世紀に焦點をあて、各地域の特色と、地域間相互の關係を明らかにしたい。一四世紀のムカルナスを有する建築として、アル・ハンブラ宮殿、カイロのスルターン・ハサン・マドラサ、ナタンズのシェイフ・アブール・サマド廟、トルキスタンのアフマド・ヤサヴィー廟を

取り上げ、幾何學的特色や建築内の配置の工夫などから、地域色を明らかにする。加えて今までムカルナスの歴史のなかでとりあげられることのなかったオマーンのビビ・マリヤム廟、パサルガダエのキュロス王墓に刻まれたミフラーブ、グジャラート地方のジャイナ教轉用材による裝飾天井、中國建築の藻井、アルメニア建築のガヴィットなどの實例をイスラームの廣がりからどう評價すべきかを問うてみたい。

聖者の執り成し
――死の「イスラーム化」か、イスラームの「土着化」か――

濱　田　正　美

ティムールの父タラガイ、ティムール自身そして彼の子孫たちが、「聖者」の遺骸の足許に（あるいは、聖者が彼ら支配者の傍らに）葬られている事實はつとによく知られている。しかし、こうした埋葬の方式が何を意圖してのことであったかという問題は、殆ど正面から論じられることはなかった。タルマシリンからティムールに至る政治支配者とその宗教指導者の關係は、ユルゲン・パウル氏の Scheiche und Herrscher im Khanat Čagatay（*Der Islam*, 62-2）によって明らかにされたが、例えばティムールの廟グーリ・アミールが存在する地點が、彼の埋葬（およびそれに先立つムハンマド・スルターンによるマドラサとハーンカーの建設）の當時に擔っていた意味は、既に「死んでいる」聖者が果たすことを期待された役割を通じてのみ理解されるものである。その役割とは、最後の審判に際しての神への執り成し（shafā'a）に他ならない。

イスラーム神學は、ムハンマドは勿論その他の使徒たちにも執り成しの權能があるとするが、聖者たちがこの權能を有するか否かについては沈默している。一方、スーフィズムの聖者論では、はやくも九世紀のアル・ハーキム・アッティルミズィーは、「聖性の封印」である聖者は預言者と同様執り成しの權能を有するとの主張を行っており、後代にはアブー・アルマンスール・アルマートゥリーディーの如き神學者が自らの遺骸を、執り成しを約束した聖者の廟の近くに葬るよう遺言したとの傳承が成立を見る。本發表では、1）聖者廟とティムール一門の墓所の位置的關係　2）聖者たちに關する傳承　3）執り成しに關する神學とスーフィズムの言説　4）改宗閊もないテュルク・モンゴル系支配者の心意（についての憶測）について述べる豫定である。